

[事案 28-234] 新契約無効請求

・平成 29 年 5 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

保険を購入したとの認識が全くなく、銀行に預金していると認識して契約したことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に銀行を募集代理店として変額終身保険（米ドル建）を契約したが、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 当時 87 歳で、目も耳も著しく老化が進んでいた。
- (2) 契約後に保険証券が届くまでは、金融商品的な保険を購入したとの認識が全くなかった。
本契約は、銀行が販売していたことから、保険という名の金融商品との認識はなく、お金を銀行に預けたという認識であった。
- (3) 相続対策として紹介されたが、自分が保険契約者、子が被保険者となっており、相続対策になっていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集代理店である銀行は、家族同席、複数回・複数人による面談等、高齢者向け販売ルールを遵守しつつ、慎重に契約を取り扱った。
- (2) 申立人は高齢であるものの、募集時に具体的な発言をしており、募集時点では、商品内容やリスクについて理解していた。
- (3) 契約形態が、契約者と被保険者が異なる形態へ変更されたのは、相続対策よりも積極的な運用を行える形態にしたいという申立人の強い意向によるものであった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を理解しないまま契約をしたとは認められず、相続対策になっていない点についても申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。